



複数税率対応のレジを導入 する際の支援策はありますか？

① 弊社のレジは、
複数税率に
対応しているか
わかりません。
補助は
受けられますか？

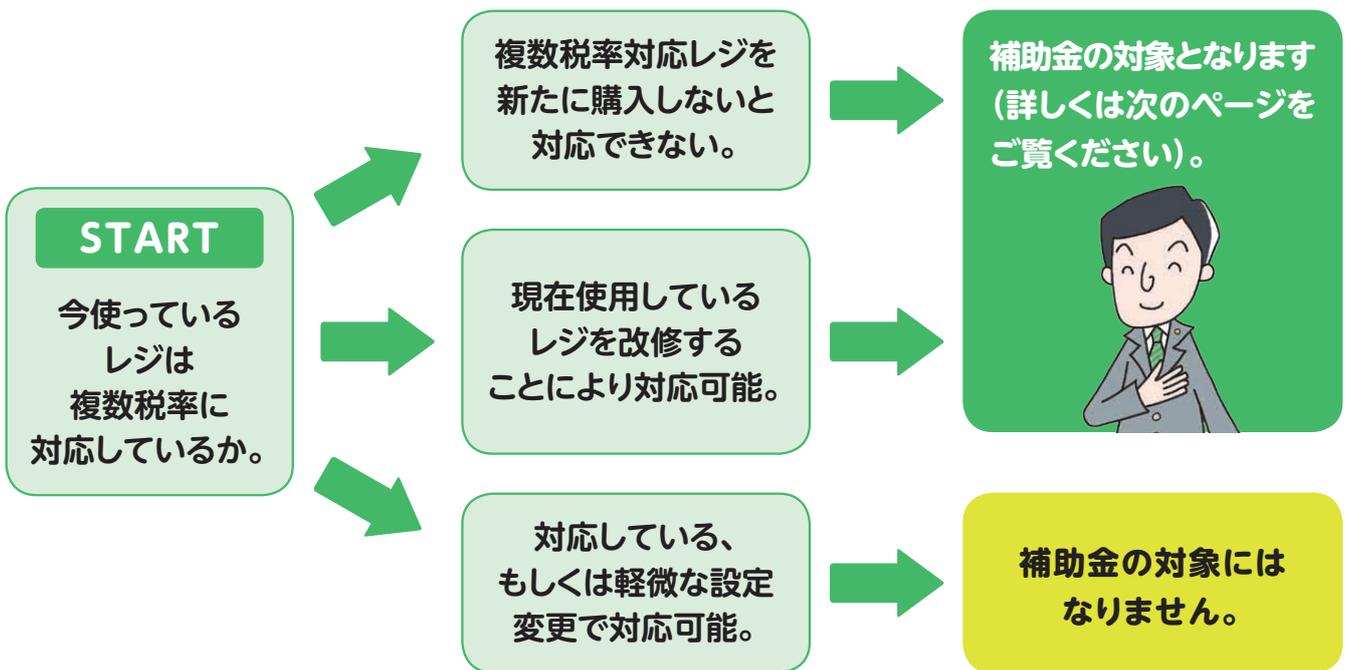


② レジが複数税率に対応して
いるかどうかをメーカーや
販売店に確認しましょう。
対応していないレジについては
一定の要件を満たす場合に
補助が受けられます。



A 中小の小売事業者等を対象に複数税率対応レジの
購入費用等を補助する制度があります。

■ 複数税率対応レジの導入等に対する補助金が受けられる場合



■ 複数税率対応レジの導入・改修パターン

レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォン等の汎用端末と、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせることでレジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

これらの導入・改修パターンのすべてが補助金の対象となります

一部の販売店等では補助金申請書の作成をサポートしてくれます。



■ 補助金制度の概要

概要	複数税率に対応するレジの新規導入（入替え）や、複数税率対応のための既存レジの改修を支援します。 (レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます)
補助率	・導入・改修費用：原則2/3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：3/4 ・タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合等は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	●レジ本体 ●レジ付属機器（レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・クレジットカード決済端末・カスタマーディスプレイ等） ●機器設置に要する経費（運搬費を含む） ●商品マスタの設定費用 ※リースの場合も対象です。また、具体的な対象機種等は、補助金事務局ホームページで公表しています。
申請手続き	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請のタイミング	機器を導入または改修して全ての支払いが完了した後、速やかに申請。(申請は随時受付を行っています)

■ 補助金申請の対象期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(平成28年3月29日)

この期間に導入・改修したレジ等が対象です!

平成30年1月31日

この日までに補助金の申請をしましょう! (レジの導入・改修後に申請)

このページのポイント チェックしよう!

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 補助金の対象となる期間、補助金申請の受付期限を把握する(平成30年1月31日までに申請しましょう)。
- 補助金の対象となるレジや申請方法の詳細は補助金事務局ホームページで確認する。

<軽減税率対策補助金事務局> TEL: 0570-081-222 URL: kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。



受発注システムの改修に係る支援策はありますか？

① 補助金を受けて受発注システムの改修を行いたい場合、どのような手順で申請をすればいいですか？

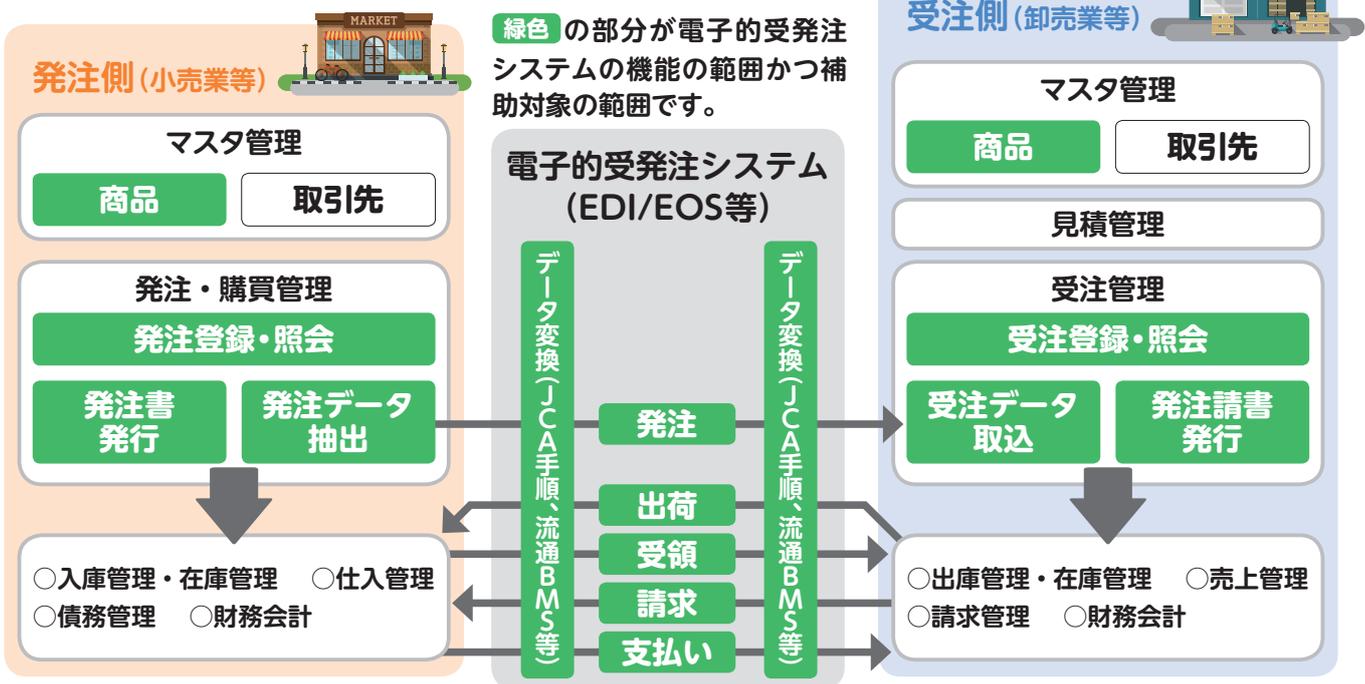


② 補助金の申請は、指定事業者(*)が行いますので、システム改修等の相談を指定事業者と行ってください。
※「軽減税率対策補助金事務局」が公表した代理申請者リストに載っている事業者です。



A 電子的に受発注を行うシステムの改修等について費用の2/3の補助が受けられます。

■ 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ



※メールを介してデータを送付するだけの方式やFAXやメールでイメージ化されたファイルのみを送受信している場合は電子的受発注システムを利用していることにはなりません。

■ 補助金制度の概要

概要	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援します。
補助率	2/3
補助額上限	(小売事業者等の) 発注システムの場合：1,000万円 (卸売事業者等の) 受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ● 現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替 ● 電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 <p>※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象となります。</p> <p>※リースの場合も対象です。</p>
申請支援等	専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダー等が、「代理申請」を行います。
申請のタイミング	<p><u>交付申請は、システム改修・入替前（随時受付を行っています）</u></p> <p>ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請</p>

ここに注意！

交付決定前に契約または作業着手をした場合は補助対象になりませんのでご注意ください！

補助金の申請は、

- ① システム改修等に着手する前の「交付申請」
- ② 改修等が完了した後の「事業完了報告」の2段階に分かれています

受発注の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトやサービスを自ら導入される場合は自身で申請することになりますので、補助金事務局のホームページで手続きを確認の上申請してください。



■ 補助金申請の対象期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(平成28年3月29日)

← 交付決定後この期間にシステム改修・入替を完了し、事業完了報告が必要です。ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請

平成30年1月31日

このページのポイント チェックしよう!

- 受発注システムの機能や改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則として代理申請となる。
- 交付申請が受理（交付決定）される前に着手した改修・入替は補助対象にならないことに注意する（事前申請）。パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請する（事後申請）。

<軽減税率対策補助金事務局> TEL : 0570-081-222 URL : kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。